**○財務省
農林水産省
経済産業省告示第六号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年九月七日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：松山事務所 郵便番号：790―0003 所在地：愛媛県松山市三番町七丁目１番21号 電話番号：089―921―8211	営業所又は事務所の名称：松山事務所 郵便番号：790―0001 所在地：愛媛県松山市一番町四丁目１番地３ 電話番号：089―921―8211

(2)　変更年月日

令和８年９月７日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第三百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

令和八年九月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　(一)　健康保険組合の名称　メルカリ健康保険組合
(二)　健康保険組合の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社メルカリ　東京都港区　外一事業所
(四)　認可の年月日　令和七年七月十一日

二　(一)　健康保険組合の名称　Ｍ３健康保険組合
(二)　健康保険組合の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル
(三)　設立事業所の名称及び所在地　エムスリー株式会社　東京都港区　外三十四事業所
(四)　認可の年月日　令和八年二月十七日

三　(一)　健康保険組合の名称　ダイワボウＨＤ健康保険組合
(二)　健康保険組合の所在地　大阪府大阪市北区中之島三丁目二番四号中之島フェスティバルタワー・ウエスト十六階
(三)　設立事業所の名称及び所在地　ダイワボウホールディングス株式会社　大阪府大阪市外二事業所
(四)　認可の年月日　令和八年四月二十二日

四　(一)　健康保険組合の名称　シスメックス健康保険組合
(二)　健康保険組合の所在地　兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目五番一号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　シスメックス株式会社　兵庫県神戸市　外九事業所
(四)　認可の年月日　令和八年四月二十二日

五　(一)　健康保険組合の名称　ＧＭＯ健康保険組合
(二)　健康保険組合の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル
(三)　設立事業所の名称及び所在地　ＧＭＯインターネットグループ株式会社　東京都渋谷区外三十九事業所
(四)　認可の年月日　令和八年四月二十二日

○厚生労働省告示第三百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

令和八年九月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　(一)　健康保険組合の名称　大阪食糧連合健康保険組合
(二)　事務所の所在地　大阪府大阪市北区兎我野町五番十二号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社コムテックス　大阪府大阪市　外四十六事業所
(四)　認可の年月日　令和八年一月二十六日

二　(一)　健康保険組合の名称　キタムラ健康保険組合
(二)　事務所の所在地　高知県高知市本町四丁目一番十六号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社キタムラ　高知県高知市　外七事業所
(四)　認可の年月日　令和八年三月二十五日

三　(一)　健康保険組合の名称　ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合
(二)　事務所の所在地　大阪府大阪市北区南森町二丁目１番二十九号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ダイレクトマーケティングミックス　大阪府大阪市　外三事業所
(四)　認可の年月日　令和八年三月二十五日

四　(一)　健康保険組合の名称　綾羽健康保険組合
(二)　事務所の所在地　滋賀県草津市西渋川一丁目十七番二十五号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　綾羽株式会社　滋賀県大津市　外十三事業所
(四)　認可の年月日　令和八年三月二十五日

五　(一)　健康保険組合の名称　ナイガイ健康保険組合
(二)　事務所の所在地　東京都港区赤坂七丁目八番五号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ナイガイ　東京都港区　外二事業所
(四)　認可の年月日　令和八年三月二十五日

六　(一)　健康保険組合の名称　ソトー健康保険組合
(二)　事務所の所在地　愛知県一宮市篭屋五丁目一番一号
(三)　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ソトー　愛知県一宮市　外二事業所
(四)　認可の年月日　令和八年三月二十五日

○厚生労働省告示第三百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

令和八年九月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　(一)　合併後消滅する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　千代田グラビヤ健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都品川区大崎一丁目十八番十六号
3　設立事業所の名称及び所在地　株式会社千代田グラビヤ　東京都品川区　外三事業所

(二)　合併後存続する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　東日本プラスチック健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都台東区柳橋一丁目一番四号
3　設立事業所の名称及び所在地　関東プラスチック工業協同組合　東京都中央区　外五百四十二事業所

(三)　認可の年月日　令和八年二月十九日